

第三十一次国会 衆議院 地方行政委員会 議 録

第二十二号

(三二七)

昭和三十四年三月十二日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君
理事 龜山 孝一君 理事 額田 彌三君
理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君
理事 吉田 重延君 理事 阪上 安太郎君
理事 門司 亮君

相川 勝六君 天野 光晴君
飯塚 定輔君 金子 岩三君
津島 文治君 野原 正勝君
山崎 巖君 太田 一夫君
佐野 憲治君 下平 正一君
中井 徳次郎君 北條 秀一君
矢尾 喜三郎君

出席政府委員

国家消防本部長 鈴木 琢二君
総理府事務官 (国家消防本部) 横山 和夫君
総務課長

三月十二日

委員加藤精三君辞任につき、その補
欠として賀屋興宣君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

委員賀屋興宣君辞任につき、その補
欠として加藤精三君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の会議に付した案件

消防組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一八号)

消防法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一四七号)(参議院送付)

○鈴木委員長 これより会議を開き
ます。

消防法の一部を改正する法律案及び
消防組織法の一部を改正する法律案の
両案を一括して議題とし審査を進め
ます。

両案に対し質疑の通告がありますの
で順次これを許します。額田彌三君。

○額田委員 私は、法案自身でなく消
防全体につきまして少し当局の御意見
を伺ってみたいと思うのであります。

先般いただきました資料によりま
す、火災の起ります件数は漸次累増
して参っておりますが、これと反対に
損害額というものが減つておるとい
うことは、一応私は消防施設が漸次整
つてきた結果であり、また国民にもある
程度火災に対する考え方が変わつてきた
ということも考えられますが、どうも
火災の原因等を見ましても、私は従来
と同じように不注意から起る原因が非
常に多いと思うのであります。先般本
部長の御説明の中にも、火を使う機会
が非常に多くなつたのだし、いろいろ
新しい産業がふえて火災の原因を起す
ような問題があるというようなことも
言っておられましたのですが、特に最
近そういう意味合いにおいて科学の進
歩、そういう点について新しいものを
使うために特に火災が多くなつたとい
うようなことについての具体的な何か
御説明を伺えれば一つお願いします。

○鈴木(塚)政府委員 最近火災の件数
が非常にふえておりますのは、ただい
ま御指摘ありましたように、一つの大

きな原因は文化生活と申しますか、電
気とかガスその他の新しい文化生活資
材がふえて参りましたために、それら
に基くこれらの取扱ひの疎漏、それか
ら無知等に基く火災がだんだんとふえ
てきておるのでございますが、その模
様は、原因調べを見ましても――お手
元にも差し上げてあると存じますが、
三十三年のいわゆる消防白書と申しま
すか、この中にも書いてあるものでござ
います。出火原因の調べではこんろ
が一番上位になっております。このこ
んろと申しますのは、石油こんろ、ガ
スこんろ、それからプロパン・ガスの
類も含めてありますが、そういういた
いような種類のこんろが一番上位を占
めておる。これは結局、簡単に炊事が
できる器材がだんだんとふえて参りま
したために、たとへばアパート等と
か、あるいは間借り生活というよう
な人たちが、簡単にこういう便利なこ
んろを使って炊事をするということに
基く、その取扱ひの疎漏に基く火災が
ふえておるといふことでございまし
て、これらの出火原因の統計から見ま
しても、その模様ははっきりといたす
わけでございします。

○額田委員 そうした危険物を取り扱
います無知あるいは不注意というよう
な問題が、そういう火災の件数をふや
す大きな原因になっておるといふこと
のように承りました。実は先般も
いたいただきました資料を見ましても、各
市町村の消防におきまして、火災予防
条例というものが作られることになつ

ておるわけでございます。従つて、火
災予防につきましても非常にPRもさ
れ、皆さんも大いに努力されておるこ
とはよくわかるのですが、消防は火災
を消すことももちろん大事ですが、む
しろ予防に重点を置かなければならな
いと考へております。というのは、今も
申しましたように不注意の点から起つ
てくるというのが非常に多い。また危
険物を使う無知から起るといふことが
ございします。そういう点で、火災予
防の点にもう少し重点を置くのではな
いかにしていただければ相当減るのでは
ないかと考へておるものであり
ますが、依然として火災件数というも
のは減つて参りません。それで今の火
災予防条例というものを各市町村に作
るといふことになっておりますが、こ
れもまだできてない市町村が非常に多
い。それは先般も、今度の消防組織法
の改正の問題になっております十九条
におきまして、どうも自治体が勝手に
にやるので、われわれの言うことを聞
いてくれないからそういうことになつ
ておるといふ一つの原因にもなつてお
る。この条例制定を受けておるわけで
すが、今までも本部といたしましてど
の程度に努力されておりますか。それら
につきまして御意見を伺いたいと思ひ
ます。

○鈴木(塚)政府委員 火災予防条例
は、昭和二十六年に火災予防条例準則
を示しまして、全市町村に火災予防条
例を制定するように勧告いたしましたわけ

であります。その火災予防条例は、相
当にこまかくいろいろな場合に應じた
火災予防の仕方一切掲げて相当緻密
な規定を準則として示したわけでござ
います。その後だんだんと各市町村
に制定を催促をいたしまして、だんだ
んと制定はいたしておるのであります
が、現在未制定の市町村が千二百九十
ばかりございまして、三五%の市町村
がまだ制定いたしておらないような状
況でございします。これはもちろん小
な町村なんかでは、事務の不足のため
に、あるいはこういうややこしい予
防条例を自分の村の条例として作るの
には手不足というような点があるかも
しれませんけれども、しかしお説のよ
うに非常に重大な問題でございまし
て、ぜひともこれは全市町村に制定し
てもらいたいと思ひまして、機会ある
ごとに県を通じてこの制定を勧奨して
おるような状況でございします。

○額田委員 条例の準則につきまして
非常にこまかく規定されておる、非常
に御親切に示されておる。これは
けつこうなことと思ひますが、いなか
の町村等におきまして、あまり規則で
こまかくいつておるというやうなこ
とがないでやつておるというやうなこ
とがありはしないか。また、そういう
実際の内容を十分に研究しておらない
ために、条例なんか作らぬでもいい
じゃないか、今まで通りのしきたり
でやつていつたらそれで事足りるじや
ないかというやうな考えを抱くもの
がある。そういうやうなことで、この条例

も作るに至らないというようなことの一つの原因になっているのではないかと、この点については、消防本部の方で、やはり原則に示された条例の内容といふものを、特に大事などころは府県を通じてやっておられるといふことであるが、もう少しその点について積極的に、やはりできておらぬところには働きかけて、条例を作るのと同時に、その条例の内容については十分の理解を与えて、そうして火災の発生を防ぐというところに努力をしていただかなければならぬのではないかと、このことを一応考えております。これは私の考えでございますから御答弁は要りません。私もちょっと参議院の方へ呼び出されておりますので、時間の関係がございますから端折って次の問題に参りたいと思ひます。

私は、いつも新聞等を見ましても、どうも公共建物、ことに学校の火災というものが相当ある。しかもその原因が非常にわかつていない。あの表を見ましても、その他というところはおそろしく原因不明という問題であるように私は見てとっておるわけでありまして、それが学校はもちろん、官庁その他におきましても、どうも五〇%以上越しておるやうなふうに私は記憶いたしておるのであります。こういうことは、やはりあつた公共建物に對します火災の予防と申しますか、そういうことの原因をわからなくしておるという点について、何か自分の建物でない、人の建物だから、そういう点に注意を払うことが非常に少くなるのではないかと、こういうことも一つの原因になっているのではないかと、私も私は考えさせられるのでございます。

が、どうして学校とか公共建物について、さうな原因不明のものが多くか。その点については、消防本部の方ではどんなふうにお考えになっておるのですか、そのお考えを一つ伺ひたい。

○鈴木(琢)政府委員 御指摘のようによ、学校その他官公庁の建物の出火原因につきましては、原因不明といふのが非常に多くて、また残念なものでございますが、お話しもありましたように、こういう公共建物を含めての意味でございますが、共同管理的な建物の火災が非常にふえてきておるわけでございします。火災件数が毎年ふえておりますが、一般の個人の住宅はあまり増加いたしておりません。こういう公共の建物とか、使用人を使つて結局使用人に管理をまかせておるやうな建物、そういうところの火災が起るのが非常に多くて、それが件数の増加を示しておるやうな状況でございます。学校とかその他の官公庁につきましても、そういう管理の不十分ということが火災の大きな原因であらうと思ひます。それで管理が不十分であります、一べん火が出ますと、大体大きな建物で非常に火の回りが早く、初期消火が間に合わない。連絡があつたつたときには火が一面に回つておける。こういうやうな状況で火災が広がるのが、こういう公共関係の建物では非常に多いわけでありまして、さうなりました、今度原因調査の際に、どこから火が出たのか、どういふ理由で火が出たのかを調査するに非常にむづかしい現状になっておる。こういうことで、結局原因不明といふものが多くな

るのではないかと大体想像されるわけでございます。そういう意味で、結局管理の問題でございますが、実は一昨年の秋に、官庁、学校を含めての官公庁の建物の火災予防のために、どこに重点を置いたらよいかといふことを研究をいたしました。都道府県を通じて、並びに各官庁を通じて通牒と申しますか、お願いを申したことがございします。この要点と申しますのは、結局、その管理に關する問題でございまして、人を置くといふことも、そういう大きな建物ではなかなか困難でございますので、第一にわれわれが希望いたしますのは、火災感知器をぜひつけてもらひたい。

火災感知器は人手がなくても役に立つわけでございますから、当直室にベルが置いてあれば、その施設によつてベルが鳴るといふことで、当直あるいは小使が居れば、一応火災の発生が感知できるということになりますので、火災感知器を一つつけてもらひたいといふことが一つ。それから第二には、火を取り扱う場所、学校でしたら炊事場とか、あるいは化学の教室とか、あるいは裁縫室等で電気とか火ばちを使うのでしたら、そういうやうな場所、そういうところの防火改修を十分やつてもらひたい。学校等には非常に古い建物が一般的に多いわけでございしますので、十分な改修措置が施されてないために簡単に火になつておる。火事になるといふ原因が多い実情にかんがみまして、そういうところは防火改修を特に厳重にやつてもらひたいといふこと。それから第三には、清掃と申しますか、整頓と申しますか、よく建物の中を清掃しきれいに整頓して、しかも

防火、消火施設等の取扱ひも疎漏のないやうに、またいたんであるものならすぐに修繕するといふやうな措置をとるやうに、清掃、整頓といふことに氣をつけてもらひたい。第四点は、電氣火災が多いことにかんがみまして、電氣の引込線、それから屋内の配線状況、安全器の状況、ソケットが古いかどうかといふやうな問題、そういうものを重点に十分ふだん調べてもらひたい。この四点をあげまして実は注意をいたしことがございします。その後も毎年行います春秋の火災予防週間にはこれらのことを強調して、公共建物の火災を起さないやうに注意をいたしておるやうな状況でございします。

○綱領委員 今、学校の火災の原因調べによりまして、放火あるいは放火の疑いといふのが非常に多い。それからあと、たばこ、煙突、マッチ、かまど、電気こんろ、電気アイロンとて、しちりんやこんろといふやうなもの、放火の放火の方は、学校の管理をしておる者ももちろん注意をしなければならぬ問題であることは当然でありまして、外から来た人のあやまちによつてそういうことがあるかもしれませんが、やはり学校の当直、あるいはそこに關係した者たちの不始末によつて原因が出てくるやうなふうに考へるわけでありまして。かつて私は警察の仕事をやつておりました時分に、ある県下の最も優秀な校長で、しかも多年教職についておつた方のごとき、ところが、私はその当時から、学校なんかの火災原因がいつもやむやみになつ

てゐることは非常に遺憾であるから、徹底的に調べるといふことを申してやつてみたのであります。なかなかどうもいろいろの關係で、学校として学校の責任において火事が起つたといふやうなことで、非常に学校の信用にも關するといふやうなことから、ことさらこの原因を追及することに協力しないといふやうな傾向があるやに思われるわけでございします。なお、その調査の点につきましては、消防団の方と警察の犯罪捜査の方との間について、いろいろそこにくくりいかないために、お互いに何か権限争いとか何とかといふことのために、かえつてその問題が徹底的に調査できないやうなことが起つておるのじやないかといふことも耳にしておることがあるのではないかと、そういう点については、いづれ私は警察の方面にこの問題について質問したいと思つておるのですが、一応消防本部として火災原因、ことに公共建物に對する原因がはつきりしないといふ点について、もう一べんはつきり御意見を承りたいと思ひます。

○鈴木(琢)政府委員 火災原因の調査は消防当局の責任になつておりますことは、法律に明記されておるわけでございまして、火災原因がわからぬ、原因不明といふことは、いわば消防の恥なのでございまして、この原因調査には相当技術も要する場合がありますので、原因を必ず明確にするというためには、相当職員なり、団員の教養も大切なことと思ひますので、今後とも十分に火災原因調査の責任が消防として果せるやうに、教養その他について努力していきたいと存じております。

なお警察は、もちろん消防とは別に火、失火等の犯罪捜査の権限があるわけでごさいます。一つの火災について、消防が原因調査をし、警察が犯罪捜査の面から調査するわけでごさいます。その間にほんとしつくりと連絡、協調がつかなければ、十分な火災原因の調査ができません。御指摘もありましたように、そこによりましては、警察と消防がしつくりかいないために、火災原因の調査に思うような成績が上らぬというようなことも間々ございますので、実は昨年警察とも打ち合せをいたしました。文書で警察、消防それぞれ通牒を出しまして、十分協調していくようにということを通牒いたしました。ところが、今後とも火災原因の調査について、警察と消防がしつくりと手をつないで、必ず火災原因を十分に突きとめるというに共同して努力するように努めていきたいと思っております。

○鈴木(塚)政府委員 先ほど申し上げました火災感知器の問題でございすが、学校等には、私どもはぜひともこの火災感知器を施設してもらいたい。これは考えておるわけでごさいます。この費用も、火災感知器もいろいろ種類はございすが、大体坪当り五百円から八百円程度でできるわけでごさいます。新しく建築する学校でございすれば、大体建築費の一分あれば火災感知器の設備が完全にできるわけでありすが、それでこれは新しく建てる学校、特に木造についてはそうございすが、ぜひともつけてもらいたいというので、毎回火災予防週間のたびに呼びかけておるのでございすが、これがなかなか実効が上りません。それは学校建築その他学校の管理について、市町村の予算がぎりぎり一ぱい、建築の際にも建築費がぎりぎり一ぱいというために、そういう方面までは手が伸びないのじゃないかと思われすが、額として建築費の一分程度でございすから、大したものでございせんので、今後ともあらゆる機会に、こういう便利な、しかも最も有効な施設をいたしますように勧奨いたしますとともに、また文部省とも十分連絡をとりまして、そういう施設の整備を推進していくようにいたしたいと思っております。

○鈴木(塚)政府委員 先ほど申し上げました火災感知器の問題でございすが、学校等には、私どもはぜひともこの火災感知器を施設してもらいたい。これは考えておるわけでごさいます。この費用も、火災感知器もいろいろ種類はございすが、大体坪当り五百円から八百円程度でできるわけでごさいます。新しく建築する学校でございすれば、大体建築費の一分あれば火災感知器の設備が完全にできるわけでありすが、それでこれは新しく建てる学校、特に木造についてはそうございすが、ぜひともつけてもらいたいというので、毎回火災予防週間のたびに呼びかけておるのでございすが、これがなかなか実効が上りません。それは学校建築その他学校の管理について、市町村の予算がぎりぎり一ぱい、建築の際にも建築費がぎりぎり一ぱいというために、そういう方面までは手が伸びないのじゃないかと思われすが、額として建築費の一分程度でございすから、大したものでございせんので、今後ともあらゆる機会に、こういう便利な、しかも最も有効な施設をいたしますように勧奨いたしますとともに、また文部省とも十分連絡をとりまして、そういう施設の整備を推進していくようにいたしたいと思っております。

○鈴木(塚)政府委員 消防の活動の実績を上げるためには、ほんとうに消防精神に徹した信念を持って活動しなければ、十分効果の上らないことは御説の通りでございす。ただ、その問題と、先般消防功労者の表彰式が日本消防協会の新しくできました会館で行われたことは、直接は関係ないが私は存するのでございす。実は従来この表彰式は、私どもの役所のある人事院ビルに講堂がありまして、当時は、人事院ビルでやっておりました。ところが、あそこが今全部事務室に改造されましたので、あそこではできません。その後、春先はああいいう広い場所を使う都合が多ございすので、借りるのにはよほど早くから交渉しないことには借りられないという状況でございす。先年はやっと防衛庁の講堂を借りてあの表彰式を挙行いたしました。ございすが、たまたま全国消防人の長い間の希望が達せられて消防会館ができて上りましたので、これは全国の消防が相当協力もいたしてできた会館でございす。ちやうどこれが適当でございす。特別変わった意味があるわけではございせん。

○北條委員 ただいまの消防本部長の御答弁はきわめて事務的なものでありまして、そういうことだからいかぬと私は言っておるのであります。早くから申し込まなければ会館がとれないというなら、一年前に計画を立てておけばいいので、その辺がたんでいる証拠だと思ひます。そこで消防組織法に入りますが、消防組織法の第一条に、国民の生命財産を守るということになっておるのであります。これは今回の改正法に關係するわけではございせんが、私はここで消防本部の皆さんの考えておる基本的な問題についてお聞きしたいから言うのであります。元来消防組織法の一部を改正する法律案を出すならば、私は基本的な考え方としては、消防組織法全体をこの際考え直してみたいかどうかという考えを持っておるわけでありすが、しかもこの消防組織法ができたのは昭和二十二年でありまして、当時私は参議院におったもので、私どもも立法の責任があるわけでありすが、自分でやっておいて今さらぐずぐず言うのもどうかと思ひます。まず第一、第一条に国民の生命、財産を守るということになっておる。また生活保護法を見れば、これまた国民の生活を保護するのだ、こういうことを見て参りますと、警察は民族のいかに問はず個人の生命、財産を守るのだというところになっており、消防は国民の生命、財産を守るのだから、従って国内におるところの外国人の生命、財産は守らぬというふうにとれるのだが、ここに掲げられておる国民と一体というものの、警察法との関

○鈴木(塚)政府委員 先ほど申し上げました火災感知器の問題でございすが、学校等には、私どもはぜひともこの火災感知器を施設してもらいたい。これは考えておるわけでごさいます。この費用も、火災感知器もいろいろ種類はございすが、大体坪当り五百円から八百円程度でできるわけでごさいます。新しく建築する学校でございすれば、大体建築費の一分あれば火災感知器の設備が完全にできるわけでありすが、それでこれは新しく建てる学校、特に木造についてはそうございすが、ぜひともつけてもらいたいというので、毎回火災予防週間のたびに呼びかけておるのでございすが、これがなかなか実効が上りません。それは学校建築その他学校の管理について、市町村の予算がぎりぎり一ぱい、建築の際にも建築費がぎりぎり一ぱいというために、そういう方面までは手が伸びないのじゃないかと思われすが、額として建築費の一分程度でございすから、大したものでございせんので、今後ともあらゆる機会に、こういう便利な、しかも最も有効な施設をいたしますように勧奨いたしますとともに、また文部省とも十分連絡をとりまして、そういう施設の整備を推進していくようにいたしたいと思っております。

○鈴木(塚)政府委員 先ほど申し上げました火災感知器の問題でございすが、学校等には、私どもはぜひともこの火災感知器を施設してもらいたい。これは考えておるわけでごさいます。この費用も、火災感知器もいろいろ種類はございすが、大体坪当り五百円から八百円程度でできるわけでごさいます。新しく建築する学校でございすれば、大体建築費の一分あれば火災感知器の設備が完全にできるわけでありすが、それでこれは新しく建てる学校、特に木造についてはそうございすが、ぜひともつけてもらいたいというので、毎回火災予防週間のたびに呼びかけておるのでございすが、これがなかなか実効が上りません。それは学校建築その他学校の管理について、市町村の予算がぎりぎり一ぱい、建築の際にも建築費がぎりぎり一ぱいというために、そういう方面までは手が伸びないのじゃないかと思われすが、額として建築費の一分程度でございすから、大したものでございせんので、今後ともあらゆる機会に、こういう便利な、しかも最も有効な施設をいたしますように勧奨いたしますとともに、また文部省とも十分連絡をとりまして、そういう施設の整備を推進していくようにいたしたいと思っております。

○鈴木(塚)政府委員 消防の活動の実績を上げるためには、ほんとうに消防精神に徹した信念を持って活動しなければ、十分効果の上らないことは御説の通りでございす。ただ、その問題と、先般消防功労者の表彰式が日本消防協会の新しくできました会館で行われたことは、直接は関係ないが私は存するのでございす。実は従来この表彰式は、私どもの役所のある人事院ビルに講堂がありまして、当時は、人事院ビルでやっておりました。ところが、あそこが今全部事務室に改造されましたので、あそこではできません。その後、春先はああいいう広い場所を使う都合が多ございすので、借りるのにはよほど早くから交渉しないことには借りられないという状況でございす。先年はやっと防衛庁の講堂を借りてあの表彰式を挙行いたしました。ございすが、たまたま全国消防人の長い間の希望が達せられて消防会館ができて上りましたので、これは全国の消防が相当協力もいたしてできた会館でございす。ちやうどこれが適当でございす。特別変わった意味があるわけではございせん。

○北條委員 ただいまの消防本部長の御答弁はきわめて事務的なものでありまして、そういうことだからいかぬと私は言っておるのであります。早くから申し込まなければ会館がとれないというなら、一年前に計画を立てておけばいいので、その辺がたんでいる証拠だと思ひます。そこで消防組織法に入りますが、消防組織法の第一条に、国民の生命財産を守るということになっておるのであります。これは今回の改正法に關係するわけではございせんが、私はここで消防本部の皆さんの考えておる基本的な問題についてお聞きしたいから言うのであります。元来消防組織法の一部を改正する法律案を出すならば、私は基本的な考え方としては、消防組織法全体をこの際考え直してみたいかどうかという考えを持っておるわけでありすが、しかもこの消防組織法ができたのは昭和二十二年でありまして、当時私は参議院におったもので、私どもも立法の責任があるわけでありすが、自分でやっておいて今さらぐずぐず言うのもどうかと思ひます。まず第一、第一条に国民の生命、財産を守るということになっておる。また生活保護法を見れば、これまた国民の生活を保護するのだ、こういうことを見て参りますと、警察は民族のいかに問はず個人の生命、財産を守るのだというところになっており、消防は国民の生命、財産を守るのだから、従って国内におるところの外国人の生命、財産は守らぬというふうにとれるのだが、ここに掲げられておる国民と一体というものの、警察法との関

○北條委員 ただいまの消防本部長の御答弁はきわめて事務的なものでありまして、そういうことだからいかぬと私は言っておるのであります。早くから申し込まなければ会館がとれないというなら、一年前に計画を立てておけばいいので、その辺がたんでいる証拠だと思ひます。そこで消防組織法に入りますが、消防組織法の第一条に、国民の生命財産を守るということになっておるのであります。これは今回の改正法に關係するわけではございせんが、私はここで消防本部の皆さんの考えておる基本的な問題についてお聞きしたいから言うのであります。元来消防組織法の一部を改正する法律案を出すならば、私は基本的な考え方としては、消防組織法全体をこの際考え直してみたいかどうかという考えを持っておるわけでありすが、しかもこの消防組織法ができたのは昭和二十二年でありまして、当時私は参議院におったもので、私どもも立法の責任があるわけでありすが、自分でやっておいて今さらぐずぐず言うのもどうかと思ひます。まず第一、第一条に国民の生命、財産を守るということになっておる。また生活保護法を見れば、これまた国民の生活を保護するのだ、こういうことを見て参りますと、警察は民族のいかに問はず個人の生命、財産を守るのだというところになっており、消防は国民の生命、財産を守るのだから、従って国内におるところの外国人の生命、財産は守らぬというふうにとれるのだが、ここに掲げられておる国民と一体というものの、警察法との関

連においてどういふふうを考えておられるかこの点一つ御所見を伺いたい。

○鈴木(塚)政府委員 最近の法律は国民という言葉を使わずに、個人という言葉を使うのが多いようございまして、これは特に深い意味があるのではなく、個人という言葉を使わずに国民という言葉を使ったがために、国内に居住している外国人を排除するという意味ではないのでございまして。ここにいう国民とは、国内に住んでいる人は大部分が国民ですから国民と、こういった程度の意味に私どもは解釈いたしておりました。第三国人でも国内に住んでおる者は一切含めてわれわれは考えております。

○北條委員 それは今とつてつけた御答弁でありまして、もう少し深く考えて、消防組織法を今回のように一部改正されるならば、そういうところにも気がつかれたら、この際こういうことも直さなくては行けないし、またそういうところにも目を配っていただく必要はないかと私は思ふのであります。そういうことなしに、単に組織法で大学校を作るとか、あるいは研究所を作るとか、そういうような貴族をつけるとか、形式を整えるとかいうようなことばかりに目を向けておられるところばかりに、私は消防のたつたところという言葉を再び繰り返さざるを得ない。国民という言葉は確かに正しいのです。まずいならまずいということ意識されて、そしてすみやかにこれを直していただくことも私は必要なことだと考えておるわけでありまして、そういうことを聞いているのです。ただいまの鈴木本部長の御答弁は、私は極端に批評はいたしません、やわらかな言葉

をもつて言えば、不十分な御理解であると思ひます。それをもつと深刻に考へて、そういうところに消防の精神があるのだということを考へて、今後善処していただきたいということを申し添えておきます。

そこで第三番目に申し上げたいことは、二、三日前に青木自治庁長官は、行政審議会の答申に基いて自治庁を自治省にする、そして消防本部を消防庁にして、そこに長官を置く。こういうふうにしたらどうかというのを新聞発表いたしましたことは御承知の通りであります。まずその内容について消防本部長は御承知でしょうか。

○鈴木(塚)政府委員 自治省設置に伴う自治庁における計画案は、消防本部を自治省の外局として消防庁とするというところになっておることは承知いたしております。

○北條委員 それでは国家消防本部の機構についての先の見通しは、はつきりと政府から示されているわけですか。いつになるか知らないが、しかし大臣が責任を持つてああいうふうな新聞発表をする以上は、決してそれが三年、五年先になるとは考えられない。おそろしくこれは本年度中か、あるいは来年度にはその問題が具体化するであろうということが考えられる。そうなるらうと、今回の消防組織法改正にの組織がえというところを見ながら、今回のような「国家消防本部」を置くと、これを「国家消防本部長を置く」というのを、「国家消防本部長を置く」という字をつけた長たらしい名前をつけられた。ああいうことで、火事は緊急の場合に急ぐのですか

ら、鈴木さんと呼ぶのに、今までは本部長だったが、今度は国家消防本部長と大上段に電話をかけなければならぬというふうなことで、間に合わないのです。むしろそういうことよりも、特にあなたのところの機構を改組するのだというふうなことがはつきりとしておるならば、あえて今回のような一部の改正をやるということの意味をなさなくなるのではないか、時のよろしきを得ない、こういうふうに見えるのですが、まずこの点どうですか。

○鈴木(塚)政府委員 実は自治省の問題は、前からそういう話があるという事は聞いておるのでございしますが、この消防組織法の改正をわれわれが計画したとして進めております当時は、今度の国会に同じ時期に自治省の設置法案が出るかどうかという事は、まだ明確になっておりませんでした。それで消防組織法は、現状のままでその一部を改正するということの取扱いをいたした次第でございまして。それから組織法の「本部長」を「国家消防本部長」に改めるという第三條の改正規定があるのですが、これは現在の消防組織法が非常にまちまちな言葉を使つておるもので、他の法律に引用するようないふ場合でも、国家消防本部長というのがあるという名前が、本部長というのかわからぬというふうな従来非常に不体裁な状況になっておりましたので、ほかの法律で引用するようないふ場合におきましても支障がありますので、この機会に全部国家消防本部長と統一いたしたわけでございまして。

○北條委員 消防組織法は親の法律であります。ほんとうは子の法律の方が悪いのであって、子の法律の方を直す

べきである。ところが、今あなたの御答弁は、親の法律と子の法律が混乱しておるからやむを得ず親の方を直すんだ、そういうことでしょう。そういう考え方ばかりで不徹底だと私は申し上げたいのです。私がさっきからあなたと質疑応答を繰り返しておる一貫した精神は、そういうことを言つておるのです。だから、それは理解してもらわなければ困る。それが理解できないような消防本部の皆さんだと、また悪口になります。たのんでいる精神だと言わざるを得ない。だから今の考えは、そういうふうに子供の法律の方を親の法律に合せていくことが適切であつて、今のうちに親の法律を直すという考え方はどうも当てはまらないと思ふのですが、この点はどうかですか。

○横山政府委員 他の法律との関係もございまして、私から御説明申し上げます。

親の法律、子供の法律という話が出たわけでございしますが、実は消防組織法自体の中に国家消防本部長という名称と本部長という名称と二様あるわけでございまして。たとえて申しますと、三條では本部長というところを書いてあるわけでございまして。同じ法律の中の五條の第三項で、職員の任免権に関する事項では国家消防本部長という名称を用いておられます。なおまた、先般来いろいろ御審議をいただいたとおり現行法の十九條の中にも、国家消防本部長という名称があり、二十條にも同じくこの名称があるのであります。一般的には国家消防本部長となつておるのであります。また三條の国家公安委員会との関係を規律するところにも本部長ということが出ておるわけ

であります。子とおっしゃいました法律、たとえば現在水防法、建築基準法、耐火建築促進法等がありまして、それぞ建設大臣が国家消防本部長の意見を聞いていろいろ行政措置をする、こういう規定がございまして、この場合にも国家消防本部長という名称を用いておるわけでありまして。そこで先ほど御答弁申し上げましたように、国家消防本部長というのが本来の名称でございまして、もともとの三條の本部長というところは、国家消防庁で長官となつておつた時代があつたのでございまして、それを改正いたしますときに国家消防本部長とすることが適当だつたと思つたのでございまして、そのまゝ本部長となつたというところから、こういう名称になつたのではないかと私は想像いたすのですが、そういうことから今回は任免権を行使し得る主体であるという観点から、この名称だけは変更させていただきたいということ、実は国家消防本部長というのと統一いたそうということになつたわけであります。

○北條委員 わかりましたが、先ほどの話にまたもどりますが、消防本部を消防庁にしていくというのがきわめて近い将来に実現するであろうということが考えられる今日であります。でありますから、今こういうことを直して、また半年か一年後に再び消防庁長官というふうな直すというところは、鈴木本部長にしても名刺の刷り直しだつて大へんだと思ふ。だからこの際は、本国会ではたばたしなないで待つた方がいい、消防組織法の一部改正案は待つた方がいいということを全体としては考へる。もし待つたと仮定いたしましたし

て、どうしてもこの法律を改正しなければ四月からの消防本部の仕事に役に立たない、間に合わないという点がありましたが、その点をここで明らかにしていただきたいと思います。

○鈴木(塚)政府委員 この消防組織法の改正は予算にも関連いたしますので、ぜひとも三月中に成立させていただきますと、予算の執行との関係もございまして、ぜひともそう願いたいと考えております。

○北條委員 予算との関係というのはどういふことですか。

○鈴木(塚)政府委員 消防大学校の問題、それから消防審議会の問題、これらはいずれも予算に關係がござい

ます。

○北條委員 今項目だけ並べられたのですが、大学校を作るために一体どれだけの予算が要るのか、あるいは審議会を作るのにどれだけの予算が要るのか、おそらくその金は微々たる金であろうと思うのです。そうここで大見栄を切って、こういうことをやるのだから、これだけの金を使うのだから、どうしても一部改正をやるのだというような緊迫した内容ではないと私は考えるのですが、その点を明らかにしてもいいと思います。

○横山政府委員 予算の關係でござい

るとに約五百七十万円程度の予算措置をいたしております。その他年度の改正におきましては、消防組織法及び消防法の改正、特に消防法の改正を中心とした運用に要する経費といたしまして三十七万九千円、なお調査指導に要する経費として四十万円程度の予算措置をいたしております。なおまた付属機関であります研究所の中におきまして、いろいろ消防法の危険物に關しては、新たな角度から今後政令を制定する場合に研究を要する問題等もござい

ます。

○北條委員 政府の中には、法律によらないところの調査会であるとか審議会というものがあつたわけですね、幾らあるか知りませんが、従つて、予算が四十四万円ついたら消防審議会をどうしてもこの法律を直してまでも作らなくちゃならぬ、こういうような問題ではないと私は思うのであります。だから要するところ、ほんとうに消防組織法の一部を改正するのは時代の趨勢においてどうしてもやらなければいけないのだ——何も法律改正しなくても今の問題はやれるんです。消防大学校にしまして、そもそも消防大学校の元締めであるところの国家消防本部長が、本部長といつてみたり、あるいは国家消防本部長といつてみたりしておるわけでありまして、今の講習所を、私は法律規則は知りませんが、便宜的に消防大学校と稱したところで、そう大した問題ではないと思つて、だから半年か一年先に消防庁になり、長官になるんだから、その間、こんな問題で野党から食ひ下られて、消防本部はたんとおるのじゃないかという悪口を言わ

れてまでも過進しなければならぬ理由はないのじゃないか。むしろこの際、国会の円滑な運営をやるために、こういうものはしばらく涙をのんで、まけて言え、継続審議にするとか引つ込めるとかいうふうにした方がいいんじゃないか、国政全体の上からいつてその方がいいんじゃないか。そういうことよりも、今日消防に一番必要なのは金と物、金と機械なんです。その二つが十分にあれば、全体の消防も張り切るでございましょう。ところが、一番必要な金と物、金と機械が与えられない今日の消防なんです。そこでわれわれ社会党としては、市町村の消防を拡充するために消防施設税を作ろうじゃないかというふうな意見も持つて、そうして今日まで与野党の間に論争を続けてきておるわけでありまして、そういうことが今日必要なんです。ところが、そういうことをやらな

いというところに、私は鈴木消防本部長として深く反省していただきたいと思つておるわけでありまして、今回の国会は実に多くの——委員会でまことにこういうふうな状態でございまして、こういうふうな中で、国民の生命、財産を守るんだという消防の問題をやるということ、私はきわめて適切じゃないと思つて、むしろこの際あつさり組織法の一部改正は撤回するというふうにしたらどうです。

○鈴木(塚)政府委員 わが国の消防制度は、申すまでもなく二十三年に自治体消防となりまして、改正されてから十数年たつておるわけでございますが、その間の経験によりまして、いろいろと不合理な面もございまして、また国と

地方との一貫した行政体系になつていないというような点がございまして、かねてから消防制度を再検討すべきであるという意見は消防部内にも相当高まつておつたわけでございます。御承知のように、一昨年それらの意見が盛り上つたと申しますか、政府に消防審議会が設けられまして、この審議会において相当長い間、現在の消防組織法並びに消防法の内容を検討いたしましたので、一昨年の十月に答申がなされたわけでございます。その答申に基いて、この前の通常国会におきまして、消防組織法並びに消防法の改正をいたさなければならぬと思つたのでござい

ます。

○北條委員 最後の一つだけ申し上げ

ます。今回の消防組織法の改正は、消防本部の中にある審議会の答申であるというところで、法律に基かざる審議会というものはちゃんとあるんです。だから、今そういう問題がこの改正法案の中に出ておるんですが、わざわざ出さばならないと思つたのでござい

ます。

○鈴木(塚)政府委員 消防本部の中におきましては、政府のことに内閣の中におきましてはつんばさじきに置かれておる。これが一番の大きな原因である。つんばさじきにあるから財政措置も不十分である。一番必要なのは機械と金です。政府はそれをなかなか認めてくれないということだと思つ

ます。

もう一つは、消防そのものの自体に欠陥がある。先ほど来申し上げておりますが、結局、各地の市町村の消防の精神がたるんでおるというふうなことは何べんも言つておる通りだが、再び表彰式に戻りますと、こういうことなんです。江戸時代においては、旗本と火消しというものがあつて、そうして旗本がだれたときに火消しがしつかりして、旗本がやられてしまつた。今日は国家消防本部というものがあつて、けれども、それが火消しの下風に立つておるというふうな状態、しかも日本消防協会の会長は飛ぶ鳥も落とす勢いの政治家であります。従つて、日本消防協会の会長さんのもとに行けば、国家消

予算的な裏づけがなされた部分並びに予算措置が直ちに伴わなくともできる部分は、最小限度改正をやりたいということで、提案をいたしておるようないいわけでございます。

予算的な裏づけがなされた部分並びに予算措置が直ちに伴わなくともできる部分は、最小限度改正をやりたいということで、提案をいたしておるようないいわけでございます。

防本部長もまるで影が薄いというよう

なことになるのじゃないか。

そこで私は最後に申し上げますが、

こういう改正をおやりになるのなら、

基本的な全面的な改正をやりな

さい。

きょうはこれでやめますが、この次

に、つんばさじきにいるあなたは青木

国務大臣とよく相談されて、この一部

改正法案は北條委員の言うようにもう

少し待たうかというところ、もう

一つは、第一条の国民と個人、これに

ついての基本的なものの考え方を十分

に固めていただきまして、次の委員会

に私に答弁していただくようにお願い

をいたしまして、私の質問を終り

ます。

○鈴木委員長 門司亮君。

○門司委員 一、二の点について聞い

ておきたいと思ひます。一つは、危険

物の取締りの関係でこういう法案が出

されておりますが、現在都市の急速な

発展に伴って、こういう危険物視され

るものを取り扱っております工場等

が、必ずしも適当な場所でないと思

えられるものが私は相当ありはしないか

と思ふ。同時に、それらの爆発その他

の被害が一般民家に及ぼす影響等が

かなりあると思ふ。従って、許可をさ

れたときの状況と今日の状況とは、地

理的にかなり問題を持っておると私は

思ふ。そういう問題に対する取締りとい

いますのは一体どういう形で行われる

つもりであるのか、その辺の何かお考

えがあるならお聞かせを願っておき

たいと思ひます。

○横山政府委員 現在の危険物の取締

りの関係は、門司先生は前から消防

法のことに詳しい関係でよく御存じ

の通りに、消防法に基きますところの

危険物取締条例を作りましてやってお

るところと、法律で……。

○門司委員 そんなことを聞いておる

のじゃない。答弁だけを一つはつきり

言つて下さい。私は条文で、条例でど

こへまかしているとか、こへまかし

ておるとかというのじゃない。そうい

うことがあるからこういう改正法律が

出ている。改正法律の基本となるべき

ものについては、これは条例をこしら

えておるところとこしらえておらないところとあるかもしれない。しかし国家消防本部の考えている考え方の中に、今申し上げましたように許可するときは差しつかえがなかった。たとえれば市の条例で許可するときは差しつかえがなかったというふうなものがあつたかというふうなものは、都市の発展で、現在では必ずしも適当な土地ではないという見通しに立つものがあるかもしれない。従つて、それらのものに対する取扱いを一体どうするつもりかというのを聞いていて、市の条例があるかないか、その条例が影響するかどうかというのを聞いていて、例ではない。今あるものは条例に当てはまっているものであることは間違いないと思ふ。条例違反というものは条例違反と私は考える。現在あるものは条例違反でなくとも、客観的な情勢から見れば相当不適当と考えられるものがありはしないかというところである。現在は適法で設置されているが、客観情勢は變つて、その適法は適法でない場所的に考えられるものがありはしないか。そういうものをこの際ほかに移すというふうなことがやはり考えらるべきではないかということなんです。こ

れは都市構造から見てもさうなさい。それはたくさんあると思ひますよ。十数年前に許可したときには、回りに家がなかったからよろしいというので適法で許可されているのです。今日それが適正であるかというところ、四囲の情勢から見ても必ずしも適正でない。だが、そういう既得権というものが業者にあると思う。そういうものに対する取扱いが嚴重というから、適正でない、どんなに条例をこしらえても幾らでも被害が出てくる。ですから基本的なものに對するもの考え方はどうかと私は思ふ。法律をいじくつたつてそんなものは直りませんよ。この改正の法律の範囲内ではそんなものは直るとは毛頭考えておらない。ほんとうにあなた方が危険物に対する取締りについて基本的なものの考え方があると思へば、既設のものについても、危険なものについては移転を命ずるとか、あるいは製造の禁止を命ずるとか、技術的にでなく地理的にさういふものが出てくるやしないか。さういふものが出てくる場合には、その移転補償をするなり、何かするものが必ずその次に出てくるければ、これはほんとうに、さっきのお話のように、国民の生命だか個人の生命だかわからないが、いずれにいたしましても人間の生命であることに間違いはない。これらに及ぼす影響といふものはかなりあると思ふ。さういふものに対する基本的なものの考え方があるのか。私たちは、どうもさういふ法律の改正をする場合には、もし必要があるとするばやはりさういふことをこの法律の中に織り込んでいきたい。すでに地理的に不適格と思われるようなものはこれを移転させる。それに対する

経費が要するなら経費をどうするかというふうなことが考えられなければならぬ。さういふ点についてはどういふお考えか、それを聞いています。

○鈴木(塚)政府委員 都市の状況がだんだん變つて参りますために、かつては適法に許可されたものが非常に不適当なものになるというところは、御説の通りさういふ例はたくさんあると存じます。それで、この改正法におきましては、今度は危険物取扱いの場所とか方法、貯蔵所というふうなものが全部一律に政令が規定される、標準を規定したすことになりまして、従来市町村の条例によつて適法に許可されましたものは、一応経過としてそのまま有効であると思へるわけでございまして、けれども、今後さういふたまいお話をのりだしたような町の状況の変化によつてだんだん不適当になって参りましたもの、それから新しい政令に照らしてみても不適当なものについては、だんだんと改造修理というふうなことを命ずることによりまして、だんだんと新しい標準に従つてお参りしていきたい。かように考えてお参りして、そのことは経過規定に織り込んであるわけでございます。それからお話にもありましたように、どうしても移転しなればいけないというふうなものは、これは都市計画上からもいろいろ措置はされることと思ひますが、さういふものににつきまして、これは強制的に直ちに新しい標準によつて移転を命ずるというところは困難とは思ひますけれども、だんだんと指導によつてさういふ目的が達せられるようにいたしていきたい、さういふ考えておる次第でござ

います。

○門司委員 今の御答弁ですが、実はこの法律を読んでみますと、適法であつた場合、今お話しのように、この法律の附則の三項に書いてあるところだと思ひますが、ここに経過規定が書いてあります。これを見てみますと、条例のないところ等が大体対象になつておるようによつて考えられております。私は今の御答弁はそのまま受け取るわけにはいかぬと思ひますが、いづれにいたしましても、経過規定はあるけれども、私はもう少し、「市町村条例が制定されていない市町村の区域において」という文字を使つてありますが、さういふ文字はあつてもなくてもよろしいのであつて、適格であるかというところ等については、今最後に申されました移転をすることになると、これは費用がかかるのですね。実際はさういふものを國家補償をするのか、あるいは市町村が補償するのかという点等について、もし徹底した危険物に対する取締りをしようとするなら、そこまでやはり掘り下げたお考えを願ひませんか、結局これは現実の問題としてなかなか動けないですね、商売をやめさせられることになるから。だめだからお前あそこへ行けといつて禁ずるといつたつて、私は困難だと思ふ。さうして、さういふ不適格なところであつてあることですが、幸か不幸かさういふものが偶発的に起るのですが、早く移転させておけばあつた被害はなかつたのだ、まづまづさういふことが往々にして偶発的にできるのです。そのときになつて、どうも法が不備

であつたといつても追いつかない。移転させるについては国家補償なり、市町村が補償するのだといふところまでほんとうはお考えになっておいた方が、もしこの法律が通つた場合の施行には私は都合がいいではないかと思うのですが、その辺の考え方はどうなんですか。

○鈴木(塚)政府委員 お話しのようによ、移転の費用までも心配してやつて移転させるといふ措置をとるのが、これが万全の措置とは存じますが、その財政措置がそういう面について十分でございませぬ、そういう措置までは手をつけていないわけでございします。現在の財政その他の事情から、できる範囲の改正を計画いたしましたわけでございします、その点御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 どうも私はさっきの附則の三項の経過措置についても、まだ少し突っ込んで聞いておきたい。この法律のこのまゝの文章では少し受け取りにくいところがある。それからその時間間もありませんから、きょうはこまかくは聞きませんが、最後にほんとうに聞いておきたいと思ひますことは、先ほどから言われております消防審議会の性格、あるいはこれで審議されたこととであります、そうしてこの法律が出された、こう言われておりますが、まあ法の不備を改善することも私は必要だと思ふ。必ずしも古い法律がいづまでもよろしいといふことは考えられないかも知れない。しかし、消防といふものは法律だけでやる仕事ではございませぬ。これは明らかな実体法であつて、権限を付与することによつて火事が消えるというふうなものではない。

い。警察とはその趣きが非常に違ふのであります。警察の場合は、ある程度の権限を付与すれば、その権限に基く権限行使によつてある程度の防犯ができるというところは、これはいいか悪いかは別にして一応考えられる。しかし消防の場合は、こういう危険物に対する処置についての法律的な措置といふものは一応考えられるが、現実の火事に対する処置は、法律をどんなものをしてこしらへたつて火は勝手に燃えるのですよ。火と法律は関係ないのだから、火に言つて聞かせたつて法律はわからぬのです。勝手に燃えるのです。そこでどうしても対象物が、生命や財産を守つていくのと違ふのです。片方は人間を取り締まるのだから、ある程度法律が厳重になれば、そのよしあしは別にして、厳重になつたとき取り締まることのできる。しかし、火事はどうなにも法律をこしらへても縛れないのです。火事は無制限に燃えるのは、設備とそれに要する費用をどうするかといふことが、ほんとうに消防審議会でもこれまで検討されたかといふことです。これは私は消防審議会の使命でなければならなかつたと思ふ。法律などいじくることは二の次なんです。法律などなくつて国民はみずからやりますよ。火が燃えていれば法律などなくつて国民が、その道を通る者が、最近はやジウマもいます、バケツでもあれば水をかけるくらいのこととはみんなお互ひにやつてやるのです。法律などあらうとなかろうと、火事の問題は別なんです。そうすると、消防審議会の最も大きな使命といふのは、いかにして火事を少くする

かといふことが一つ、そのことのために法律改正が必要ならばこれは法律の改正をしなければならぬ。その次に、起つた火事を一体どうして早く消して生命、財産を保護するかという実際のものについての考え方というものがなされなければならぬ。従つて、私は今回こういう消防法を改正せよといふならば、その基本的な考え方、ななければならなかつたと思ふ。権限だけを中央に上げてやつてみたところ、あなたがどんなに権限をお持ちになつたつて、火事は消えませぬよ。火はなかなかあなたの言われるように縛を持つていつて縛ろうというわけに参りませぬ。手錠をかけた留置場に火事を入れておくわけにいかぬのですよ。私は、そのものの考え方今日の国家消防本部の中に一つ忘れられていないかと思ふ。そういう一体機械とか器具とか、あるいは施設等に対する問題について、法律を改正されるなら一つ改正してもらいたい。そうしてその費用はこういう形で支弁する、こういうふうなことにしたい。そうしたい。たとえば消火栓といふようなものもありましようし、それから貯水槽もございまいましようし、あるいは機械消防ポンプその他の問題もございまいましようけれども、そういう問題について一つや一定の規格といふものを、市町村の単位あるいは連棟してあります市街地等に対する一つの単位を与えて、この単位はこのくらいの施設が必要だ、このくらいのポンプが必要だ、それを充たすといふためには国はこういう補助金を出そう、こういう処置をとつていこうといふようなことがあつてこそ、初めて私は生きた消防といふもの

が見られると思うのです。法律だけ作られたつて生きた消防にならぬと思ふ。私は、地元の消防の出初式その他にいつも参りますが、気の毒なんですよ。この器具とこの材料を与えて、一休火事を消せといつたつて消えるものじゃないといふことをしみじみ感ずるのです。ところが、その器材を整えようとする、きのうもこの委員会の問題になつた金がないから税外負担でそこにくさんのお金を国民から集めてやつておる。そうすると、住民はやはり火事のことでありまして、いや、それは言えないからお互いに金を出して、今日議論されておる。私は、やはり消防の本質といふものをそこに一つ置いてもらいたかつたが、これは何ら法律改正に表れておらなかつた。こういう点をどうされるつもりなんですか。これは表彰状の問題がどうのこうのといふ問題ではありませぬ。表彰されることはけつこうだと思ひますが、今日の民間のあつた勇敢な人あるいは長い人を表彰されることはけつこうだと思ひますし、あるいは消防大学をこしらえて科学的のいろいろな火事の原因の捜査であるとか、あるいは現場におけるいろいろな器具の使い方であるとか、避難の訓練の仕方であるとかいふような基礎的な訓練をされることは私はけつこうだと思ひます。しかし、それだけでは火事はなくならぬといふことです。また防止はできないといふことです。この点を一つお考えを願ひたい。その点はどうなんですか。たとえば奄美大島であつた古仁屋が焼けましたが、腕用ポンプしかなかつた。あすこは二千戸、三千戸の連棟戸数でこ

ざいます。一つの市街地だと思ふ。私は、昔よく行きましたから知つておりますが、あそこは昔の海軍の基地なんです。大東亜戦争の連合艦隊の基地はあつたつたと思ふ。私はよく知つておりますが、あそこには腕用ポンプだけしかなかつた。こういうことがあるのは市条例が悪い、百姓が悪かつたといへばそれまでかも知れない。しかし、規格を与えて、規格に達しないものについては国が援助してやるといふような親切といふか、ほんとうの消防の基本的な考え方といふものがどうして織り込まれなかつたか。私は責めるわけではありませぬが、これらのいきさつがもしお話しができるならばしてもらひたい。

○鈴木(塚)政府委員 火事を少くするために消防施設を充実し、そのためには財源措置をすることが一番大事だといふことにつぎましては、お話しがありました通り私も考えておる次第でございします。現在大ざつぱに申し上げますと、日本全国の消防施設、各種の施設でございしますが、どの程度にありませぬかと申します、われわれの考えております標準から見ますと、大体ざつと申し上げて四割程度の整備しかされておられません。これをわれわれの考えでございします。これをわれわれの考えでございします標準に達するまでに整備させようといひますと、整備するだけで、大体これも大ざつぱに申し上げますと四百五十億から五百億程度の金が必要でございします。これを十年計画にいたしまして、年々四十五億あるいは五十億の金が増強だけにあるわけにございまして、そういう計画を一応立てておるのでございしますが、なか

なかわれわれの力が足りない点まことに恥かしいことと云うていますが、それが十分に予算化されない、遺憾ながら予算化されない次第でございます。一昨年の消防審議会の答申にも、財政の問題は強く掲げられておるのでございますが、この答申の中には、御承知と思いますが、市町村の消防費の全額について国庫が半分負担すべきであるという事と、それから建物その他償却資産等固定資産税みたいなものでございまして、そういったものに対する特別な税金をとると云うような案が示されておるわけでございます。これらの問題も相当地方の財政税制から申しますと重要な問題でございますので、おそれとては実現が不可能でございます。将来地方の税制なり財政なりが全面的に検討される時には、ぜひこういう面からも考えてもらいたいと思はれておる次第でございます。で、先ほど申しましたように増強だけで四百五十億から約五百億程度の金が必要でございます。増強を十年計画にいたしましたとしても、四十五億なり五十億の資金が必要でございますので、何か特別の財政措置をしないことにはとうてい一般の予算からこれを出すと云うことは不可能でございます。それでわれわれもかねてから話があります消防施設税の問題はぜひとも実現していただきたいと考えておるのでございますが、まだ実現の運びに至りませんことをまことに消防といたしましては残念に存じておる次第でございます。その他あるいは火災保険の関係の資金を流用して、先ほど来もお話しのありました防火改修の基金を出すというように、いろいろとわれわれ国家

消防本部としては考えておるのでございますが、なかなか実現の運びにはまだ至っておらない状況でございます。私の個人的意見を申し上げて大へん恐縮でございますが、率直に言わせていただきますならば、消防というものは、火事がなければ何となく消防に金をかけるのはむだなような感じがいたすのであります。従って、どうしても市町村財政が苦しければそのしわ寄せが消防にくる。火事がなければ、なくたってよいじゃないかという感じをつい起しがちになるわけであります。つまり市町村の財政のいかんにかかわらず、財政がよろうが悪かろうが、ある程度の消防設備というものは必ず持たなければならぬものでございまして、そういうふうな金がなくても作らなければならぬ施設でございます。で、こういった種類の仕事に財政的な負担を、貧乏な町にでもあるいは裕福な市でも、一律に全然めんどろを見てやらぬという事は、まことに不合理であろうと私は考えております。こういった金がなくてもぜひとも施設しなければならぬ、また災害が起されれば国家からまたいろいろな費用を出さなければならぬ、本来ならば全消防費の二分の一くらいを国庫で負担するのが、こういう仕事の性質上当然ではないか、こういうふうな私どもは考えておるわけでございます。たまたま一昨年の消防審議会の答申も、二分の一の国庫負担という答申を出されておりますので、何とかして将来地方税制なり財政の全面的検討が行われる際には、それを編み込んで一つやってももらいたいということを念願いたしておるわけ

でございます。そういうことによつて日常の消防費はまかない、増強の分につきましては、先ほど申し上げましたような消防施設税とか、あるいは何らか別途の基金を作つて急速な増強をはかる。こういうような両建ての方法がとられれば、消防は完備していくのではなないかとわれわれはひそかに考えておるわけでございまして。ただそれがほんとうに理想論になつてしまつて、あまり十分に予算化されませんで、今度の予算案には、消防施設の整備に対する促進法に基く補助が去年の五億五千万に對して一億増加の六億五千万になつたという程度で、まことに微々たるものでお恥かしいわけでございまして、将来は、先ほど申し上げましたような信念、考えを持ちまして消防力の強化、増強、完備に努力していきたい、さように考えておるわけでございます。

○門司委員 大体それ以上突つ込んで聞くことも實際どうかと思ひますが、話はわかりましたが、問題は、その地方の行政と云うか、財政の処置は、全面改正なんという事は、この案ではいつやるかわからぬ。今のうちに一年に五億か六億くらいで五百億という事になると、八十年かかります。八十年という事になります。そこまで待つてはいられぬですよ。そのうちにだんだんとあつたらぬ悪くなるのができますからね。大体六億くらいのことでは、補給するのにはとんど足らないくらいだと思ひます。私が考えておるのは、感情的に言うわけではありませぬけれども、ただ権力だけでごまかそうという一つのものの考え方、同時に中央にどんなに大きな消

防会館ができましたとしても、これでは火は消えないという事です。むしろ私は、皮肉なことを言うならば、あの消防会館を建てる費用でポンプが何台買えるかというのを聞きたいのです。国民も、やはり何と云つてもこれは国民の零細な金であることには間違ひありませんから、これは国民の税外負担だと思つてゐるでしょう。そして何億かけたか知らぬが、とにかく何億もの金ができて、一部の幹部の方にとつては、いや、おれのうちもだいぶ大きなものができたという事でよろしいかも知れぬ。しかし、ほんとうの設備はさつともできていない。火事は、あれができたからといつたてちつとも消えない。皮肉なことを言うならば、さつき申しましたように、あれを建てる金があればどれだけの機械設備ができたかといふことを考えて参りますと、どういふ気持ちになるか。ばかんとをしたらとて申し上げませんが、あるいは必要と云う言ひませんが、しかし急がない仕事であつたといふことは私は言えると思ふ。その前にやるべき仕事があつたといふことは言えると思ふ。そういう点を考えますと、十年計画にしても五十億であり、五十年計画にしても百億なんですね。今日火事のために失つておられます国民の財産といふのは、一年にこういう数字では済まぬでしよう。いつか亀山委員から統計を出してもらいたいという話があつたけれども、まだ統計が出ていない。新聞その他でも私も承はいたしてありますが、どのくらいの火事が出ておりますか。この一年間の損害の高と、消防施設に要する費用と比べてごらん下さい。私は問題じゃないと思ふ。この

は与野党ともそういう意見だと思いま
す。これは何とかしなければいけない
という意見が国会の方から出ておりま
す場合に、主管のあなたの方から、大改
革があったときにでも入れてもらえれ
ばよろしいと思えます。というような
態度では、われわれはほんとうに審議
ができない。ですから、さつき北條委
員も言われたように、この法律はどう
でもいいんです。実際はそういう気
になるのです。ですから、ほんとうに
真剣な消防に対するものの考え方で、
あなたの方から、財政措置をしてもら
いたい、こうすべきであるという具体
的な一つのデータなり案を示してもら
いたいと思えます。そうすればわれわれ
もできるだけ協力をいたします。さっ
きも言っておりますように、消防施設
税なんというものは、議員提出法案と
して出そうというようなことをお互い
に与野党で相談しておるのですが、こ
れは全く行政をつかさどっておいでに
なるあなたの方の仕事だと思えます。私
どもも考えておりますが、これらとの
タイミングを合せて一つあなたの方で
立案してもらいたいと思えますが、そ
ういふことができませんか。消防審議会
が二分の一の補助をせよと言っている
が、それにはどれだけの金がかかるの
か、そして何年の後にどうなるのか
というところを出していただければ、す
ぐ検討できますし、それからそれを税
金に求めるならば、どういう税目をつ
いて集めるかというようなこと等につ
いて、そうむずかしい相談ではない
と思えます。これは切実な仕事であっ
て、みんな反対ができないのですか
ら、こんなものはどうでもいい、もう
少し火事があったでもいいなという人

はなからうと思えます。大体きわめて
通りやすい法律だと私は思う。だか
ら、そういうお考えがあるならば、こ
の際一つはつきりしておいていただき
たいと思えますが、なければそれでよ
ろしい。

○鈴木(塚)政府委員 先ほど申し上げ
ました消防審議会の答申にもあります
ように、市町村の消防費全部について
国庫二分の一負担ということ、それ
から不動産、家屋、償却資産あるいは
立木等を対象とする固定資産税みたい
な税金の問題、これらの問題は地方の
税財政に相当根本的な影響がある問題
ですので、たまたま自治庁等で地方税
財政の全面的な検討を行うという話を
聞いておりますので、その際にはぜひ
これを検討してもらいたい、これを乗っ
けてもらいたいということを希望いた
しておるということを申し上げたので
ございまして、現在市町村の消防費は、
三十二年度の予算で大体二百十六億
程度でございます。これを私どもの今考
えております標準の人数を置き、標準
の施設をいたしますと、大体倍以上の
五百億程度の予算が必要になるわけ
でございます。大体五百億になります
と、市町村全予算の十分の一近くに
なるわけでございまして、ちょうどそ
れくらいありますと、欧米諸国の消防
費が大体全予算の一〇％になっており
ますので、偶然にも大体それと同じく
らになるわけでございまして、その
半額というところになりますと、二百五
十億国庫負担ということになりますの
で、それは一兆以上の予算から二百五
十億ですから、大したことはないとい
えは大したことはないわけではござい
ますけれども、なかなか現在の状況では

それができないありさまでござい
ます。

それから消防施設税の問題、これは
かねがね自治庁で案を作っておりまし
て、私も協力いたしまして、いろ
いろ私どもの方の資料をもとにして自
治庁で消防施設税の案を作ったわけで
ございまして、私もその案を、やは
りこれは早く実現してもらいたいとい
う希望を持っておりますのでござい
ます。現在そこまですらないのは、先
ほど申し上げましたように、まことに
私も残念に存じておるわけでござ
います。その他損害保険会社の資金を
利用して、これを消防施設の増強なり
あるいは防火改修方面に回すようなこ
との計画もいろいろ考えておりまし
て、一部は計画に盛っておりますの
で、もし御希望がございましたら、わ
れわれの考え方もお話し申し上げたい
と存じます。

○鈴木(塚)政府委員 中井徳次郎君。
○中井(徳)委員 時間がおそいの
に、まことに恐縮でございますが、一
点お尋ねをしたいと思いますのであ
ります。

それは、この内容の説明の二枚目に
ございまして、十一條の改正というこ
とに関連をしまして、専門の消防署が
ないところ、消防吏員のいない市町村
につきましては、消防法を改正する。こ
ういふことになっておりますが、これは市
町村の方から県に頼んだ場合に、県が
出てくるのであります。県が勝手
に判断をして、お前のところはよくない
者がいないからおれがやるとやるとい
うことになっておるのか、どちらでござ
いますか。

○鈴木(塚)政府委員 消防法の一部改

正によりまして危険物の取締りの関係で
ございまして、これは消防本部並びに
消防署のない市町村、すなわち消防団
オンリーの町村につきましては、知事
が責任をもって危険物の取締り関係の
仕事をすることになっております。

○中井(徳)委員 そういたしますと、
当然知事がやることになっておる
○鈴木(塚)政府委員 さようでござい
ます。

○中井(徳)委員 そうなりますと、現
在東京ではどういうことになっており
ますか。東京都というところは、市町
村の消防はどういうことになっており
ますか。東京は東京の消防がやってい
るのですか、どうなんでしょうか。

○鈴木(塚)政府委員 東京都の消防
は二十三区の消防でございまして、二
十三区が一つの市とみなされておるわ
けでございまして、武蔵野市とか、
その他の東京都下の市町村は普通の県
における市町村と同じでございまして
し、また東京二十三区の消防も一般
の市と同じ取扱いはしております。

○中井(徳)委員 そういたしますと、
たとえは非常に熱心な町村があり
まして、消防吏員という正式なもの
はないけれども、こういうものを研究し
て、たとえば劇場を建設するとか、あ
るいはガソリン・スタンドができると
かいうときには、研究をしてこれま
大過なくやっておるところなどは、こ
れによって仕事に果たとられてしま
う、こういうことになるわけですね。
あなた方は、どうして県の吏員が専門
ではつきりしておいて、市町村の消防
団のごときはそれは知らぬのじゃとい
うような勝手な解釈をなさったのか、

その根拠を私は伺いたい。

○鈴木(塚)政府委員 かねてから危険
物の取扱い取締り指導につきまして
は、消防部内におきましていろいろ
論議されておったのでございまして、
消防署のない、つまり本職の消防職員
のいないところはなかなか手が回りま
せんことと、それから危険物関係はあ
る程度技術を要しますので、相当技術
の経験なり知識を持ち、またその訓練
を受けておられますと、十分な取締り
指導ができませんので、むしろ消防団
オンリーの地域においては、県にそう
いう技術者なりその他の職員を置いて
一括してやった方が、人の経済からい
いまして、力からいいては適当
だ、こういう意見がまず一般的でござ
います。それでそういう方向に改正い
たしたわけであります。もちろん、
ただいま例示されましたような市町村
消防団の中に非常にそういうものに熱
心な方がおるとか、あるいはその町村
にそういう熱心な方がおるとかいうよ
うな場合には、県がこの改正法律に基
く危険物取締り指導の処置をとるに当
りましては、十分これに協力してもら
うということに当然なろうかと思
います。

○中井(徳)委員 法の考え方があなた
は全く逆なんだ。そういうもののな
いところを育てようという考え方でない
と私はいけないと思う。現に皆さんは
実情を知らずして勝手な判断をしてい
るが、地方の消防団というものは、そ
う毎日火事はありませんよ。せいぜい
一年に一回か二回。日常業務といえ
ば、こういうことなんですよ。こういうこ
とには熱心をやっております。皆さんは
それを軽べつする。そういう思想に私

のを県でばかばかとやられるとこれは困る。だから私は言うておるのです。消防団がやらなくたって、市町村長がやっておるということになれば、市町村長は必ずや消防団長その他と相談をして、問題があれば片をつけておるのであって、そういうものを、専門だ何だと言いますが、そういうときには市町村長に、県に意見を聞くとか何とかいう余裕を持たして、やはり本来の権限としては、地方自治の基本的な考え方から地元の市町村長にこれを持たしておくというのが私は筋だと思ふのです。あなた方は全く逆に逆を考えて、ないから作る人じゃと言われども、市町村長だって、そういう必要があれば作るんですよ。三千数百あるうちに、千くらいはそう急に危険物取締りの条例を作る必要に迫られてないからなんであって、怠慢だからというふうな判断をするから、皆さんのようなことになってくると思ふのです。それが第一点。

それから都市計画の関係ですが、それはたとえ都市計画委員会等におきまして、消防の見地から、今度作られるべきこの公立の小学校は、本造では絶対だめだというふうなことを強力に主張したら、私は通ると思ふんです。それであなた方と認識が違うが、これはそういうようなことを強力に言えば通りますよ。あなた、出ておられますが、委員会のときにあまり発言をしないとか欠席であるとかいう人が多いいんじゃないのですか、実際問題として、消防本部のお仕事というのは、そういうことを指導されることであると私は思ふのです。そこで最近自由民主党の皆さんか

ら、消防本部は国家公安委員会の指揮下から自治庁の方に移したいというふうな御意見があるやに伺つておる。私も御賛成です。皆さんが何か宙ぶらりんのようない。警察は手足がうんと多いでしょう。ですから警察の本部といえは電話かければすぐいけますが、皆さんはその辺のところがありませんので、その辺のところの工夫をなさるぬことには、国会で審議をしてちょこちよこちと法律を直したって、事実は全然動かない。私はこれを非常におそれるわけです。東京の復興などを見ましても、それはやっぱりできなかったと言ふ人もあるかもしれないが、火災の観点からいって、これはもう実に、特に郊外地帯、江東地区は非常に危険であります。北陸から東北にかけては毎年火事がある。こういうことの事実等についても、もっと熱心な具体的な御指導をお願いしたいと思ひます。十一條の関連は、危険物の取締り等につきまして、なかなかどうしてまだほんとうの筋の通りに私はいつていないというように思ひますので、これは私も危険物と特に限って、いつ幾日どこでどういふことがあったということまでは、今手元に資料はございませんけれども、ここの二、三年の間ずいぶんいろいろなことを聞きます。そういうことにつきましても、十分な厳格な指導をお願いしたいと思ふのです。ただ周辺の人の意見を聞いて、そうしてなければ一つ県でやろうかというふうなことでは、どうも納得できないのです。危険物の取締りの許可その他の事務が、東京都において果して皆さんが言われるごとく行われておるのか、もう一度その辺のところを御回答

願いたいと思ひます。

○鈴木(琢)政府委員

危険物取締りの行政を県を吸い上げるということになりました。その技術上の基準は政令で定めて、その政令に従って知事が行うわけでございますので、知事が勝手によけいなおせっかいをするというふうなことは、技術上の基準の定め方によるわけでございまして、この基準によつてそういうことはおそれるあり得ない、考えております。現在の危険物取締り条例、これは準則をわれわれの方から示しておりますが、大体これをもとにいたしまして再検討を加え、この技術上の基準を定めるといふことにいたしたいと存じておりますので、県がよけいな口出しをするという結果にはならないと存じます。それから東京とか大阪とかいう大都市で、相当設備もまた人もそろつておる都市におきましては、相当厳密に危険物の取締りなり指導はやつておりますが、なかなか十分にいきませんで、危険物の関係の火災とか、あるいは爆発等の事故が相当件数ございます。今度は政令で全国一律の標準を定めるわけでございまして、さらに徹底した取締りをいたすように指導していきたい、かように考えております。

○中井(徳)委員

政令で一定の基準をきめてやるのだから、知事も出しやばつて勝手なことではできぬだろう。それなら市町村長にまかせたらいじやないですか。どうなんですか。政令ですとあるのなら、市町村長にまかせて、専門的なことだけ知事がやる。人が盲腸になった場合、この手術は京都大学のだれがいいから、ちよつと電話をかけて来てもらえ。こういう調

子で、そのときだけ専門屋を呼んできて現場へ来てもらつて、どうでしょうというふうなことではないですか。私はどうもよくわかりません。どうして市町村長ではいけないのですか。その辺のところをもう一つ……。もつと率直に言いますと、そういう問題はやはり自主的にきめるのが一番いいということなんです。知事がきめたって自主的か何か存じませんが、現実を考えたらんなさい。北海道なら北海道、釧路のいなかなければならぬ、札幌まで出ていかなければならぬ、えらいことです。これは二日かかって、なかなか判を押してくれはしません。なかなか出張してくれぬ。一べん現地を見なければならぬ、これは国民の側から見ますと、えらいことです。そして必ずしも県の裁定は百点で、市町村長の裁定は五十点というふうなことは、だれも保証ができない。現地の事情は市町村長の方がよく知つておる。こういう点はどうか。

○鈴木(琢)政府委員

消防本部、消防署のなところは、こういう技術的な危険物の取締りとか指導、非常に技術を要するものは、一々その人を町村に置くわけにもいきませんし、また、常時消防行政をやつておる者もいないために、県にそういう人を置いて、県で取り締つた方が、いろいろな面で経済的でもあり、効果も上るといふことで、そういうふうな改正いたそうとしておるわけでございまして、これは消防界においても、大体危険物のような技術を要するものについては、県で統一してやつてもらつた方がいいという意見が大部分でございまして、それからこの問題は、多分社会党におきまして

も、以前そういうふうなことをおきめになったように私聞いておるのです。が、大体危険物については県で統一してやつた方がいいという意見が、消防部内においても大勢を制しておる意見でございまして。

○中井(徳)委員

消防部内でそういう意見があるかもしれぬし、あるいは社会党がそういうことをきめたとしても私は記憶いたしておりますが、これは消防の方から見たものと、あるいは市町村長の側から見たものと、それからその取締りを受ける側、何よりもかによりもそれを受ける国民の側から見たものと、これはやはり総合的に判断をしてもらわれないと困る。こういう考え方です。

○鈴木委員

本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

昭和三十四年三月十四日印刷

昭和三十四年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局